

「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」に関する意見募集についての結果について

令和5年7月31日
国土交通省海事局

「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」について、令和5年5月19日(金)から令和5年6月19日(月)までの期間、広く御意見を募集しました。その結果、本件に関して1件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

御意見の概要	考え方
<p>【作業経験として例示されている「作業全般に関し責任を有する機関部の部員としての職務に1月以上従事した経験等」について】</p> <p>1. (「職員」とするのではなく)「部員」に限る趣旨は何か。</p>	<p>1. ご指摘の作業経験の例示としては、「作業全般に関し責任を有する機関部の部員としての職務に1月以上従事した経験」を示したところですが、これは作業経験に「職員」を含めない趣旨ではなく、より作業経験として含まれているのかわかりにくくなり得る「部員」を例示することとしたもので、「職員」としての経験も含めるものとして意見公募させていただいたものです。</p> <p>具体的には、船員法施行規則の改正案中、危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の更新要件として認める作業経験に、職員として職務に1月以上従事した経験を規定しておりますので、こちらをご確認ください。</p>

<p>2. 第9号表第4号1(1)において「3月以上」とされていること等との衡量も含めて、「1月以上」と規定する趣旨は何か。</p> <p>3. 「等」について、具体的な内容を明らかにする必要がある。「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」(平成18年総管第139号総務省行政管理局長通知)において、「案」について「何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている必要があり、定めようとする事項の一部の例示では足りない。政省令の場合であれば、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが想定されるが、定めようとする内容が例えば部分的にしか分からないような概括的なものであってはならない。」とされており、例示に過ぎない今回の公示の内容では、法定の意見募集を行ったことにはならない。「その他所要の改正」において意見募集手続の対象となるような実体的な改正を行おうとする場合も同様である。</p>	<p>2. 危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の認定・更新要件については、「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)」に基づき国内法制化しているところ、同条約において、「1月以上」の経験とされていることを受けて、船員法施行規則においても「1月以上」の経験で認定・更新を認めることとしております。</p> <p>3. 総務省からの通知においては「概要等を示すことを想定」と記載されており、同記載に基づき、改正概要をお示しし、国民の皆様方のご意見を伺っております。</p> <p>御指摘の「その他所要の改正」については、条文の制定過程において、法文の適正化等実質的でない内容が改正案に含まれることから記載しております。</p>
---	--

皆様方の御協力を深くお礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。